

経費・節税学習会

【納税・税金の計算（東松山市の税制での説明）】

★確定申告の所得金額で、次の年の納税額が決定するもの。

①国保税 = 所得金額×11.7% + ひとりにつき均等割 48,000 円が追加

(65 歳以上の国保税=所得金額×9.7% + 34,800 円)

※75 歳以上後期高齢 = 所得金額×7.96% + 41,700 円

※65 歳以上の介護保険料 = 所得に応じ 12 段階 基準は年 63,600 円

②個人事業税 = (所得金額 - 290 万) ×5% ※はりきゅう院などは 3%

③住民税（市県民税）= (所得金額-控除金額) = 課税所得金額（確定申告の右上）×10%

④所得税（復興特別税）= 課税所得金額 × (5、10、20、23、33、40、45%)
実効税率で、約 4~15%?

⑤法人税、法人県民税、法人市民税 = 所得 400 万以下、400~800、800 以上で変化
約 24%~36%、年々、減少中

★売上に応じて、納税額が決定するもの。

① 消費税 = ★本則課税= 売上 10% - 仕入・経費など課税仕入の 10% (8%)
☆簡易課税= 売上 10% - 業種により 90~40%が仕入控除

★利幅（売却益）に関して、納税額が決定するもの。

① 株取引など = どんなに儲けても約 20%
(売却益の 5% (住民税)、15% (所得税)、0.315% (復興特別税))

★従業員など、給与に対してかかるもの。

① 社会保険料（厚生年金・健康保険）= 月の給与の 15% + 会社が 15% + α

★他 固定資産税、国民年金（年間約 20 万円）、自動車税などなど・・・

例) 個人事業主、建設業、58 歳、妻パート、国民年金 2 人支払済み、生命保険あり。

	国保	事業税	住民税	所得税	合計	所得割合
所得 100 万	20 万 (2 割軽減)	0 円	0 円	0 円	20 万	20%
所得 200 万	33 万	0 円	5 万	3 万	41 万	20%
所得 400 万	56 万	6 万	22 万	13 万	97 万	24%
所得 800 万	103 万	26 万	57 万	72 万	258 万	32%
所得 1200 万	108 万 (上限)	46 万	97 万	167 万	418 万	35%

① いまからできる、所得金額を減らす節税！

- 短期前払費用 = 金額の変わらないもの、1年以内に支払うものの前払い
家賃・駐車場・民商会費・リース料・保険料・借入金利息など
※大家さんは、「前受金」で資産として仕訳して、通常の月の売上で処理します。
- 一括償却資産 = 20万円までの減価償却を3年で経費
★12月に買ったも、その年は1年分の1/3が減価償却経費
- 青色申告の少額減価償却資産の特例 =
30万までの減価償却を合計300万円まで、その年に償却経費
- 修繕費 = 維持管理・原状回復などの理由による工事は、修繕費
それによって、レベルアップした場合は、減価償却
- 未払金 = 12月に買った、使用した、支払うべきものを、未払金計上
12月の電気代が1月に請求が来る場合→2021年の経費にする
(注意点)2022年1月に、電気代を支払ったときは、「未払金の支払」で経費ではない
2021年分の消費税の金額、1月に払う12月分の従業員給与・社会保険料、
電気代、水道代、電話代、ガス代、クレジットで買った商品、など
- 倒産防止共済(セーフティー共済)で、積立金はその年の経費に。1年分先払いも可。
積立金額は月5,000円~20万円 ★12/9時点での情報。一部銀行では、15日くらいまで
なら新規申請がまだ間に合う！先払いは、通常の引き落としではなく年内振込を選択で！
- 法人では、決算賞与(決算から1か月以内に支払う)などの節税もあり。

★今年が特に収入が多い方(休業飲食店など)

- 来年、必ず必要な物は、先に買う。先に払う。賦課決定されている税金の経費参入。
(例)来年車検がある場合、必要点検修理を年内にしておく。
- (例)すぐ使う仕入、絶対使う消毒液、マスク等は買ってよい。無駄な物は買っても無駄金。
- (例)固定資産税、2月末の第4期(未払い)は、2021年に賦課決定済なので経費可能。
※個人事業税は賦課決定方式、法人事業税は申告納税方式。
- (例)来年、従業員みんなで社員旅行。費用を12月中に支払った→今年の経費は難しい
- (例)今後の売上UPの為、常連さんにお歳暮を贈るなども。

●消費税について

- 飲食店協力金・月次支援金などの支援金は、消費税は非課税です。
本則課税を選択している方は、その年に購入した仕入・経費・固定資産などで支払った消費税は、
消費税計算の経費になり、消費税の節税になります。
- 簡易課税を選択している方は売上の何%なので、いくら買っても消費税の節税になりません。

★経費を増やすことで、国保(介護、後期)、個人事業税、住民税、所得税、本則課税の消費税を節税が出来る。

② いまからできる、控除金額を増やす節税!

○小規模企業共済（退職金共済）

12月早めならまだ手続き可能。廃業時に退職金が受け取れる制度。支払った金額は控除金額になる。1年先払いも可能。月額1000円～7万円。

○小規模企業共済（イデコ）

個人型確定拠出年金。60歳までの方は加入できる。解約はできないが今後の支払停止は可。

○小規模企業共済（埼玉県心身障害者扶養共済制度）

障害児を扶養する方。

○国民年金の、2年までの前納、過去に払っていなかった分の納付は、払った年の控除可。家族分も可能。

○国民年金基金に加入。前納も可。

○国保、介護、後期、1・2月の7期、8期分を年内に納税。社会保険料控除。

○65歳以上扶養親族、介護保険の要介護・要支援の方の、障害者控除を受ける認定を貰う。寝たきりB1・2、認知度3a、3b以上の場合、

○雑損控除に当てはまる事例はあったか？

盗難、横領、自然災害、害虫被害、火災・水害などの人為災害

(1) (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等) × 10%

(2) (災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円

が、3年間まで繰越で控除できます。

○医療費控除

生計を一とする家族分もまとめて控除。介護保険の施設サービス自己負担分も医療費控除（特養ホームに関しては1/2の額）。ドラッグストアでの絆創膏や風邪薬など（湿布は医者から処方してもらうこと）。病院までの交通費（バス・電車への振り替え）の往復。症状によってはタクシー可。症状・状況によっては、付添人1人までの交通費可。

○寄付金控除 「ふるさと納税」

自分の自治体に支払う住民税を、他の自治体に寄付することで、返礼品をオマケとしてもらう制度。所得に応じて、寄付金控除の恩恵が受けられる金額が異なる。年内に申し込む必要がある。ふるさと納税サイトなどで確認を。

課税所得金額（所得税）	寄付可能上限額
～195万円以下	住民税所得割額 × 23.559% + 2,000円
195万円超～330万円以下	住民税所得割額 × 25.066% + 2,000円
330万円超～695万円以下	住民税所得割額 × 28.744% + 2,000円
695万円超～900万円以下	住民税所得割額 × 30.068% + 2,000円
900万円超～1,800万円以下	住民税所得割額 × 35.520% + 2,000円
1,800万円超～4,000万円以下	住民税所得割額 × 40.683% + 2,000円
4,000万円超	住民税所得割額 × 45.398% + 2,000円

※住民税所得割額は 課税所得 × 10% で算出できます。

※寄付可能上限額は右図で計算できますが、わかりやすくするために所得税率を $\frac{\text{住民税所得割額} \times 0.2}{\{90\% - (\text{所得税率} \times 1.021)\} \div 100} + 2,000$ 円 であてはめて上記割合を算出しています。

★控除を増やすことで、住民税、所得税が節税になる。

補足① インボイス制度について

2023年10月から、インボイス制度が開始されます。(番号申請は10月から開始されてます)

★インボイス制度とは 「商売しているみんなが、消費税を納める制度」

売上1000万以下の業者も、消費税を納める制度です。(登録番号を申請した場合)

インボイス番号が無い業者は(の)、

- 請求書・領収書取引の、元請(お客)から、価格を、値引きされます。
- // の、仕入先から、価格を、上乗せされます。
- インボイスの無い下請外注を使った場合、その下請の消費税分を負担します。

零細業者が泣く制度です。政治を変え、インボイス制度を中止する運動を進めましょう。

補足② 電子帳簿保存法 2022年1月1日から義務化

来月から、「電子取引の電子保存」が義務化になります。

電子取引とは = メールでの請求書・領収書などの取引明細、
クラウドサービスや、紙で来ないクレジット決済などの明細や領収書、
アマゾンや楽天などの取引明細、
紙で出さないFAXデータでの請求書・領収書 など

これらは、「保存ソフトや、パソコン内やクラウドにフォルダで管理すること。紙で保存はダメ。」という制度です。

今年の税制改正で決定されました。これまで、紙でしか保存できなかった普通の領収書をスキャナで保存できるようになりました。

- 法改正点
- ①電子保存の事前承認の廃止
 - ②適正処理要件(定期チェック)の廃止
 - ③タイムスタンプの緩和
 - ④検索要件の緩和

罰則規定あり

不正があった場合の重加算税を10%増加

補足③ 各自治体支援金について

東松山市 事業継続応援金 1/17 まで、 飲食店 CO2 測定器無償配布 12/24 まで

川島町 町の融資申請者に補助 12/24 まで

ときがわ町 20%減で10万円 12/28 まで

鳩山町 20%減で3万円 1/14 まで

嵐山町 20%以上減 1/31 まで

(その他) 月次支援金 10月分、県追加分 7~9月分、10月分、飲食店 15期、酒類販売 7~10月、テナント 5期、県タクシー支援金

※事業復活支援金は、これから。